

ヤングケアラーの実態に関する調査報告書

1-7 精神保健福祉士 編

令和6年3月

宮崎県

1-7 目次

1. 精神保健福祉士におけるヤングケアラーの実態に関する調査の実施概要	1
(1) 調査目的.....	1
(2) 調査方法.....	1
2. 精神保健福祉士におけるヤングケアラーの実態に関する調査結果	1
(1) ヤングケアラーについて	1
問1 ヤングケアラーの概念の認識	1
(2) ヤングケアラーの状況について	2
問2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無.....	2
問3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケース件数.....	2
(3) ヤングケアラーの具体的内容について	3
問4-①子どもの性別	3
問4-②子どもの学年（年齢）	3
問4-③同居する家族	4
問4-④ケアの対象者	4
問4-⑤ケアを必要としている人の状況.....	5
問4-⑥子どもがしているケアの内容.....	5
問4-⑨支援の有無.....	6
問4-⑫他の支援機関との連携.....	6
※ 問4の⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑭については、具体的なケースの内容となるため本 調査報告書では掲載しない	
問5 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由.....	7
(4) 家族支援やヤングケアラーの発見・支援の状況.....	8
問6 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度.....	8
問7 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること	9
問8 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関	10
問9 ヤングケアラーの支援で妨げになっている（なるだろう）と思うこと.....	11
問10 具体的に必要な支援	12
(5) ヤングケアラーに関する支援について	12
問11 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること	12
問12 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの.....	13
問13 ヤングケアラーに関する情報提供の可否	13

(6) その他意見	14
問14 その他意見 (自由記述)	14

【報告書の見方】

- ・ 回答比率（相対度数）は、百分比のポイント以下2位を四捨五入している
ので、合計は必ずしも100%にならないことがある。
- ・ 2つ以上の回答を求めた（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は
原則として100%を超える。
- ・ 数表に記入された「n」は、比率算出上の基数（標本数）である。
- ・ 文中やグラフ内の選択肢が長文の場合は簡略している箇所がある。

1. 精神保健福祉士におけるヤングケアラーの実態に関する調査の実施概要

(1) 調査目的

県ではヤングケアラー支援を推進するため、支援の現状を把握し、より実態に即した支援施策の創設や支援体制の構築を図りヤングケアラー支援を推進していくことを目的として調査を実施した。

(2) 調査方法

宮崎県が把握する県内の精神保健福祉士に対して、QRコードを掲載したアンケート方式の調査票を配布し、郵送又はWEBによる回答を依頼した。

調査期間：令和5年11月24日～令和5年12月25日

回収状況：

発送数	有効回答数	回収率
105件	47件	44.8%

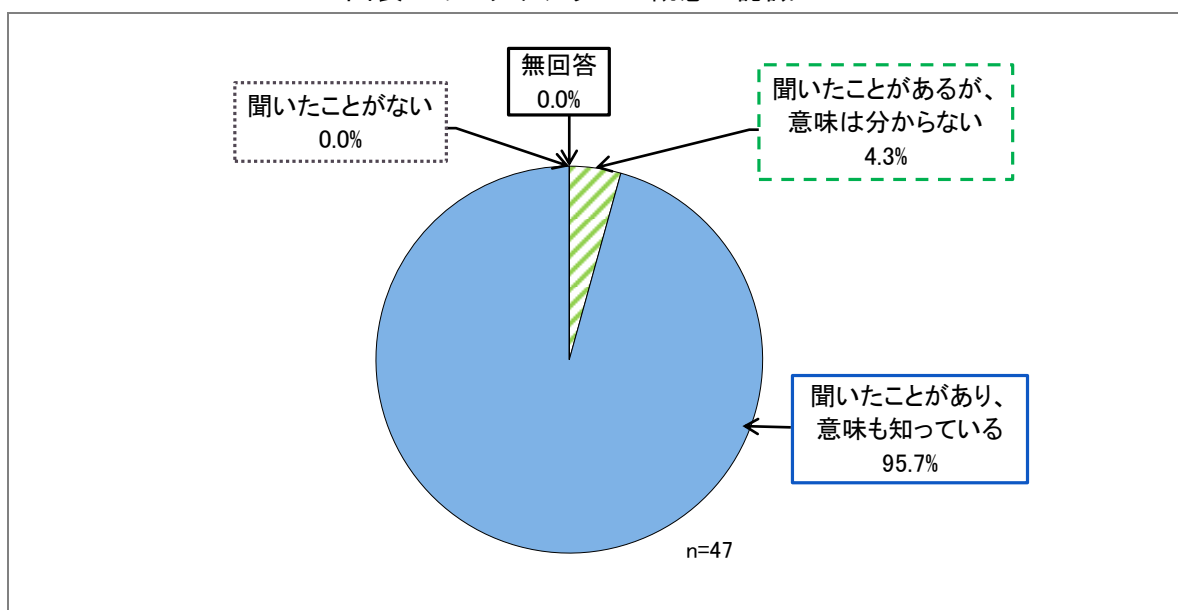
2. 精神保健福祉士におけるヤングケアラーの実態に関する調査結果

(1) ヤングケアラーについて

問1 ヤングケアラーの概念の認識

ヤングケアラーの概念の認識について聞いたところ、「聞いたことがあり、意味も知っている」が95.7%と最も高く、次いで「聞いたことがあるが、意味は分からない」が4.3%となっている。

図表1 ヤングケアラーの概念の認識

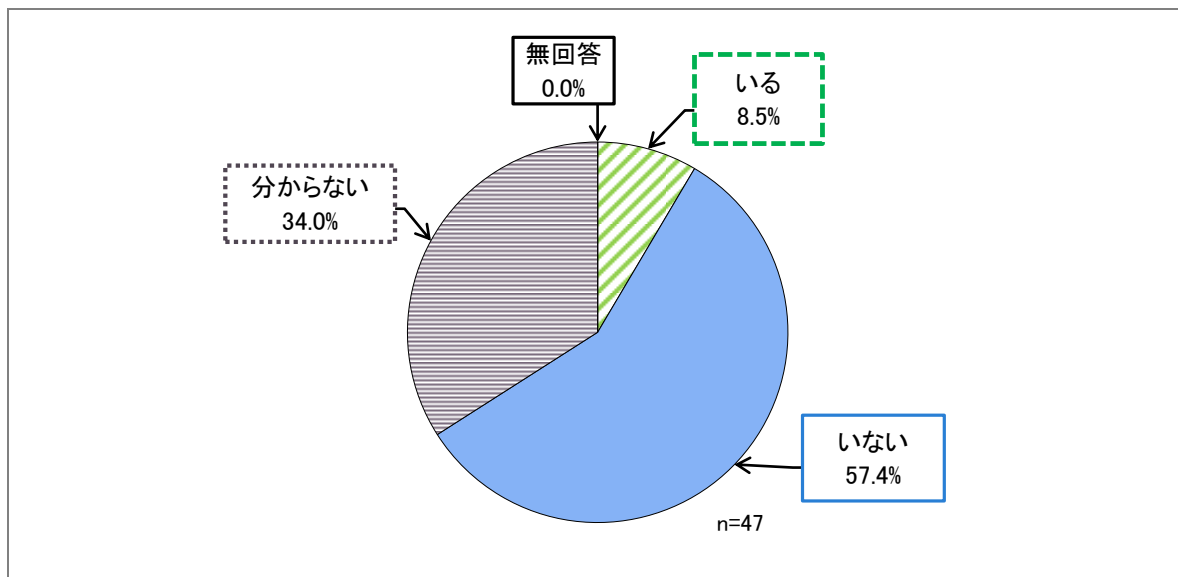


(2) ヤングケアラーの状況について

問2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無

支援しているケース（家庭）のなかでヤングケアラーと思われる子どもがいる（いた）ケースについて聞いたところ、「いない」が 57.4%と最も高く、次いで「分からない」が 34.0%、「いる」が 8.5%となっている。

図表2 ヤングケアラーと思われる子どもの有無

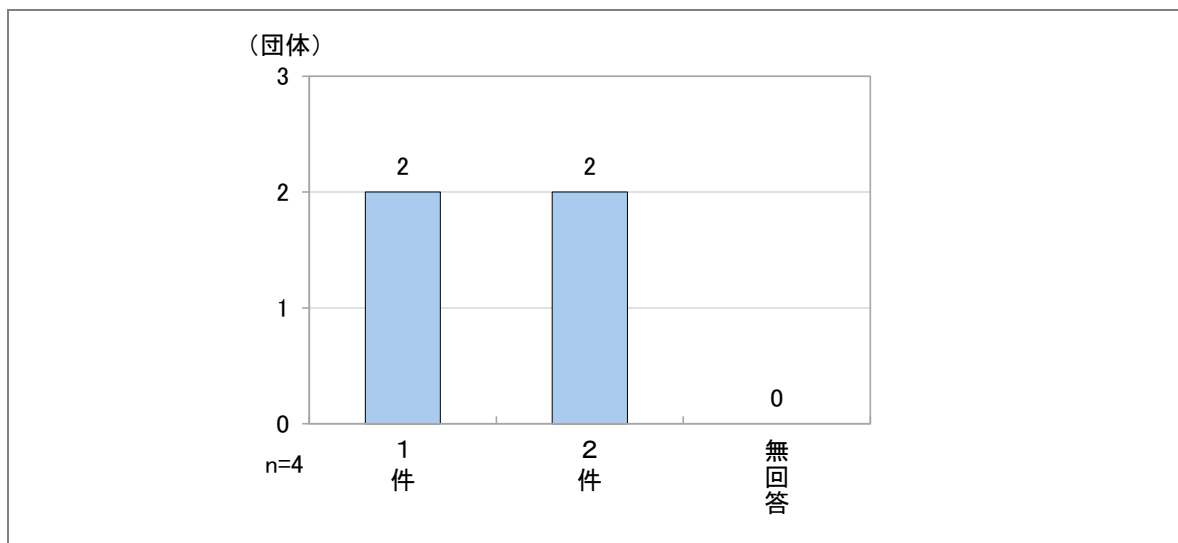


問3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる(いた)ケース件数

(問2において「いる」と回答した団体のみ)

ヤングケアラーと思われる子どもが「いる（いた）」と回答した4団体にケース件数について聞いたところ、「1件」「2件」がそれぞれ2団体となっており、合計のケース件数は6件となっている。

図表3 ヤングケアラーと思われる子どもがいる(いた)ケース件数



(3) ヤングケアラーの具体的内容について

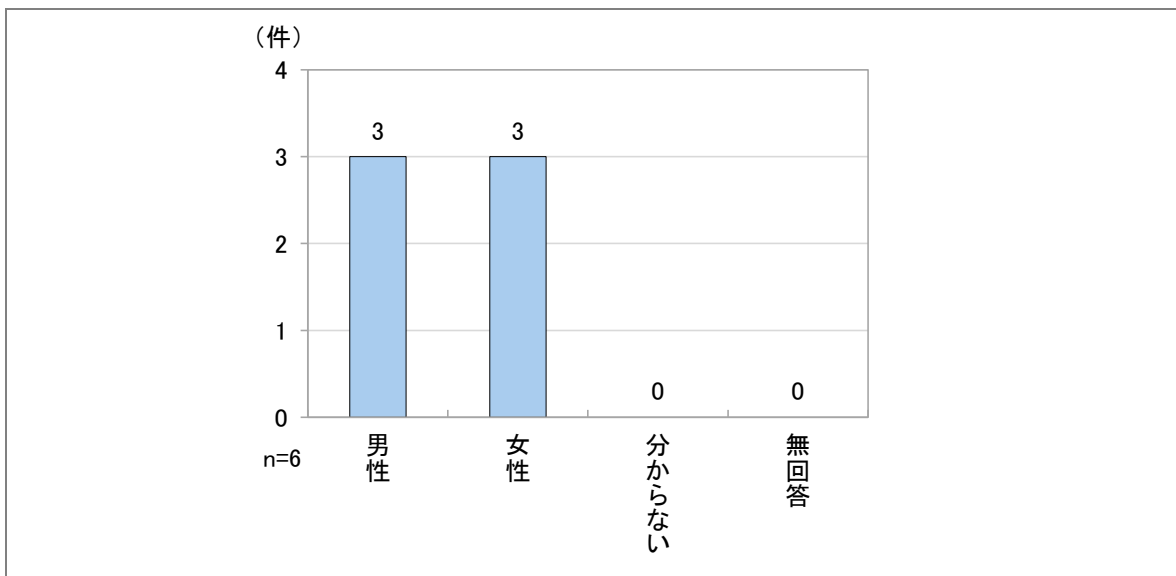
(問4については、問2において「いる」と回答した団体のみ。また、問3におけるケース件数を標本数としてグラフを作成。)

※ 問4の⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑭については、具体的なケースの内容となるため本調査報告書では掲載しない。

問4-①子どもの性別

子どもの性別について聞いたところ、「男性」「女性」がそれぞれ3件となっている。

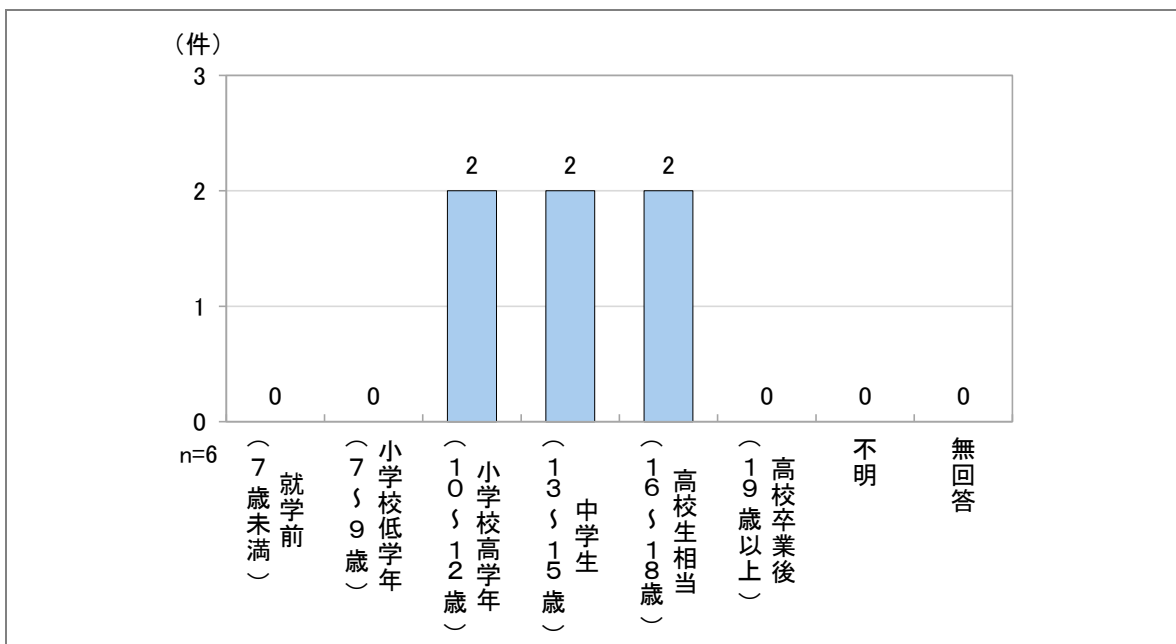
図表4 子どもの性別



問4-②子どもの学年(年齢)

子どもの学年(年齢)について聞いたところ、「小学校高学年(10~12歳)」「中学生(13~15歳)」「高校生相当(16~18歳)」がそれぞれ2件と最も多くなっている。

図表5 子どもの学年(年齢)

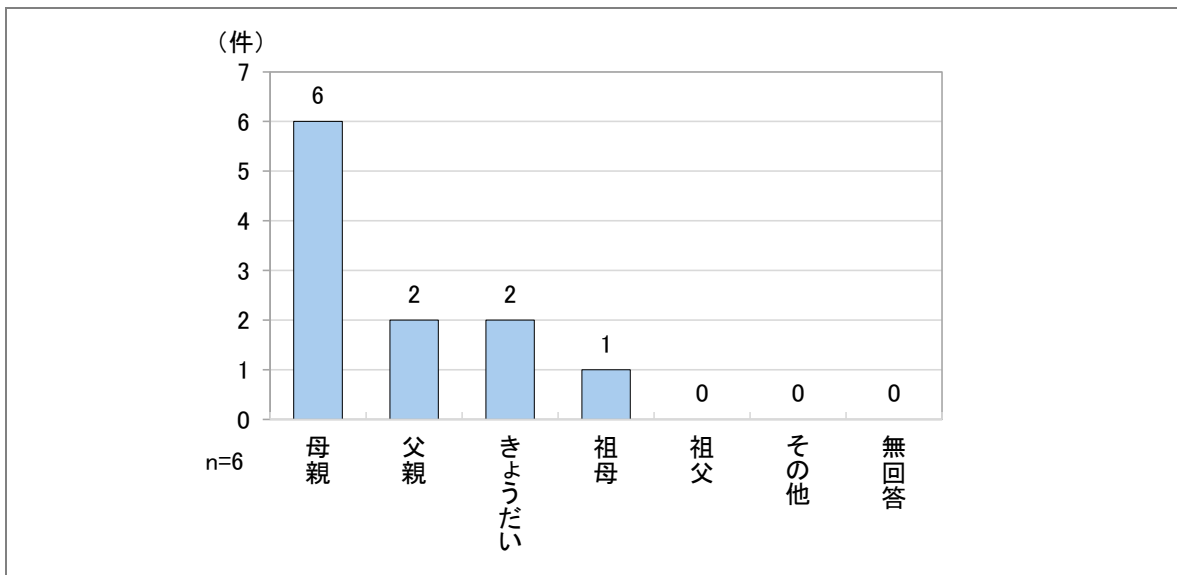


問4－③同居する家族

同居する家族について聞いたところ、「母親」が6件と最も多く、次いで「父親」「きょうだい」がそれぞれ2件、「祖母」が1件となっている。

きょうだいの数は、「1人」「2人」がそれぞれ1件となっている。

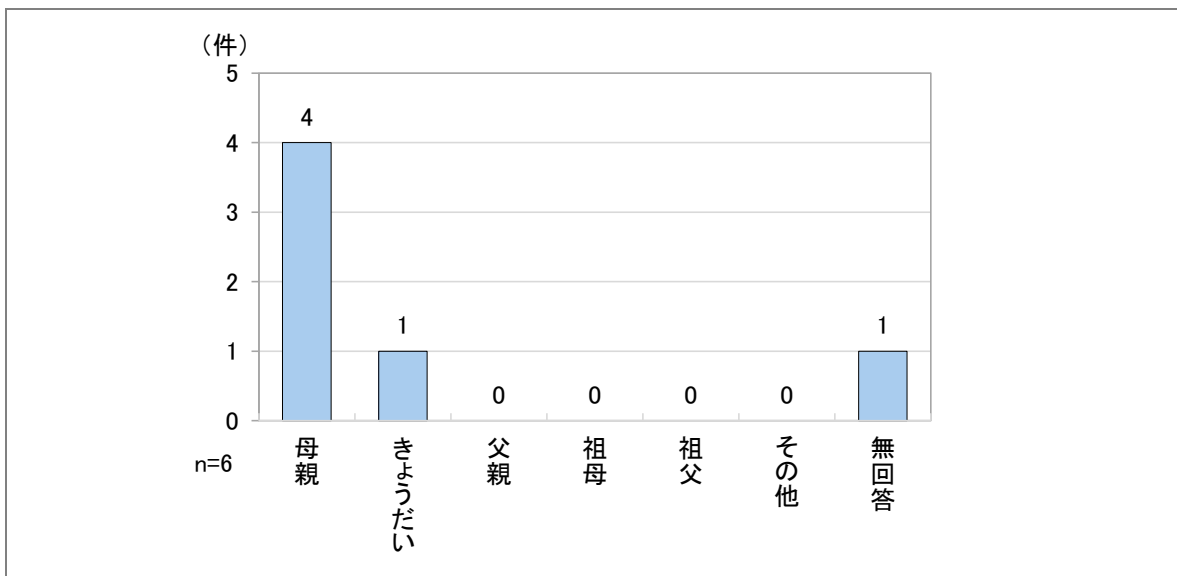
図表6 同居する家族(複数回答)



問4－④ケアの対象者

ケアの対象者について聞いたところ、「母親」が4件と最も多く、次いで「きょうだい」が1件となっている。

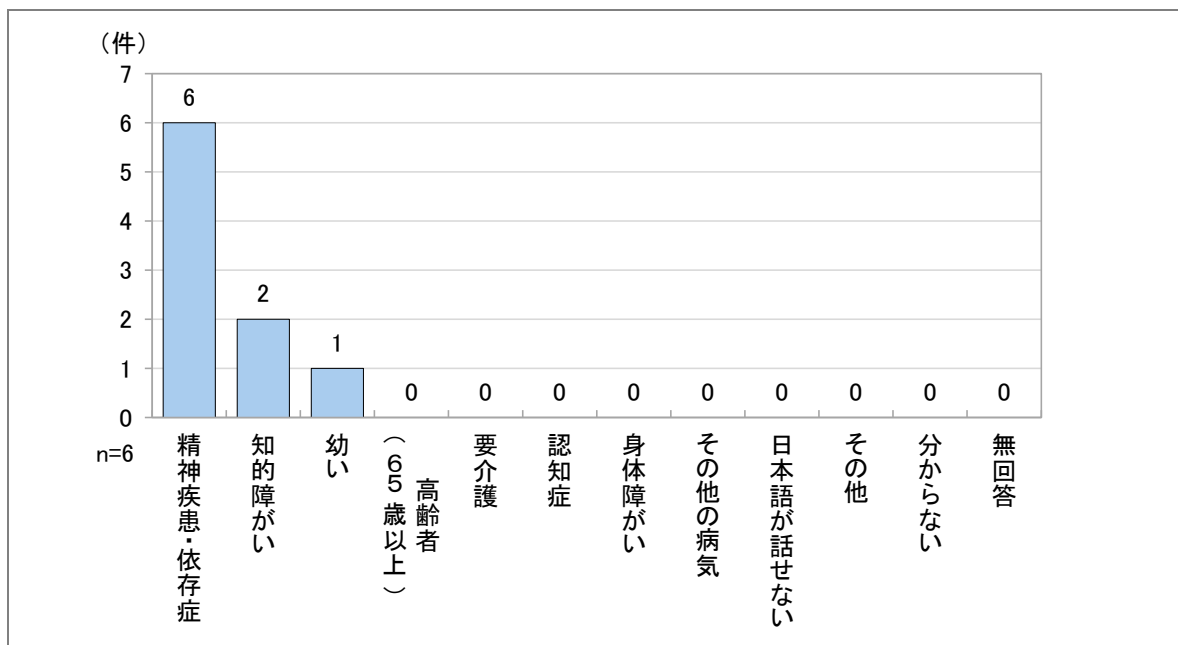
図表7 ケアの対象者(複数回答)



問4－⑤ケアを必要としている人の状況

ケアを必要としている人の状況について聞いたところ、「精神疾患・依存症」が6件と最も多く、次いで「知的障がい」が2件、「若い」が1件となっている。

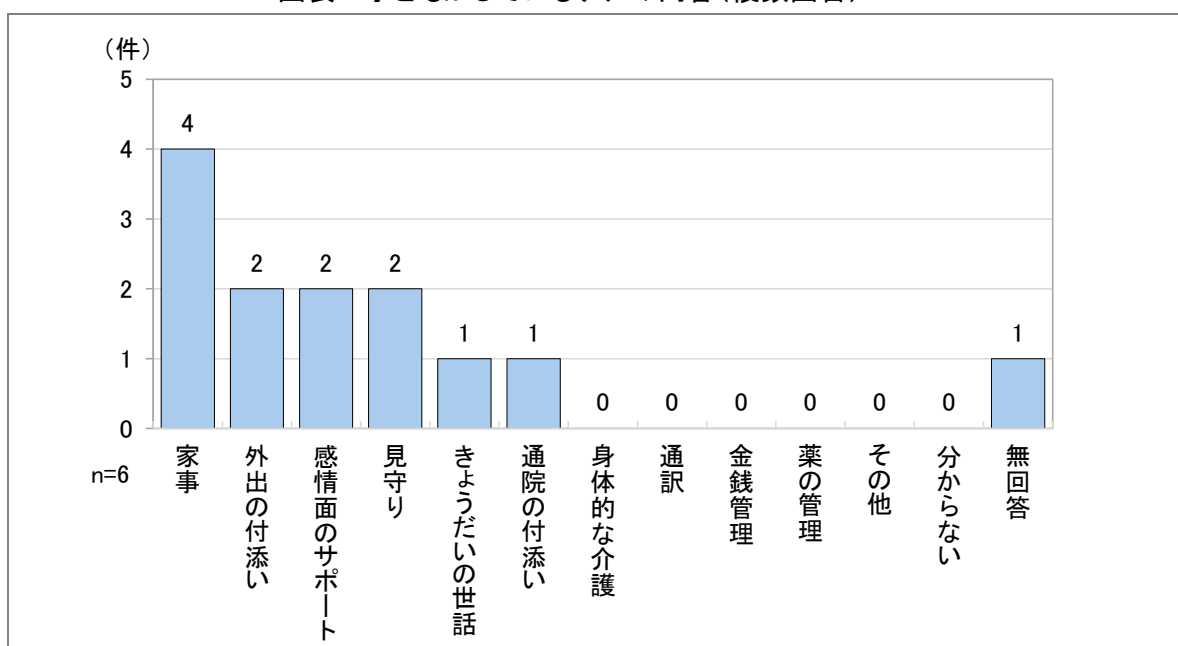
図表8 ケアを必要としている人の状況(複数回答)



問4－⑥子どもがしているケアの内容

子どもがしているケアの内容について聞いたところ、「家事」が4件と最も多く、次いで「外出の付添い」「感情面のサポート」「見守り」がそれぞれ2件、「きょうだいの世話」「通院の付添い」がそれぞれ1件となっている。

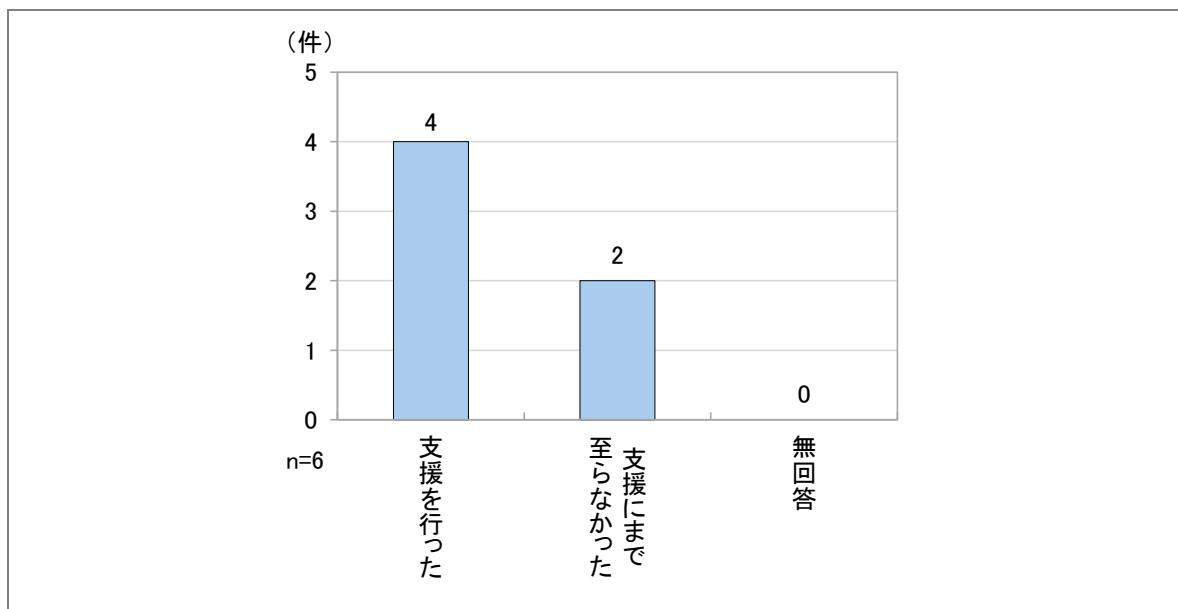
図表9 子どもがしているケアの内容(複数回答)



問4－⑨支援の有無

支援の有無について聞いたところ、「支援を行った」が4件、「支援にまで至らなかった」が2件となっている。

図表10 支援の有無



問4－⑫他の支援機関との連携

(問4－⑨において「支援を行った」と回答した団体のみ)

他の支援機関との連携について聞いたところ、以下のとおり回答があった。

他の支援機関との連携

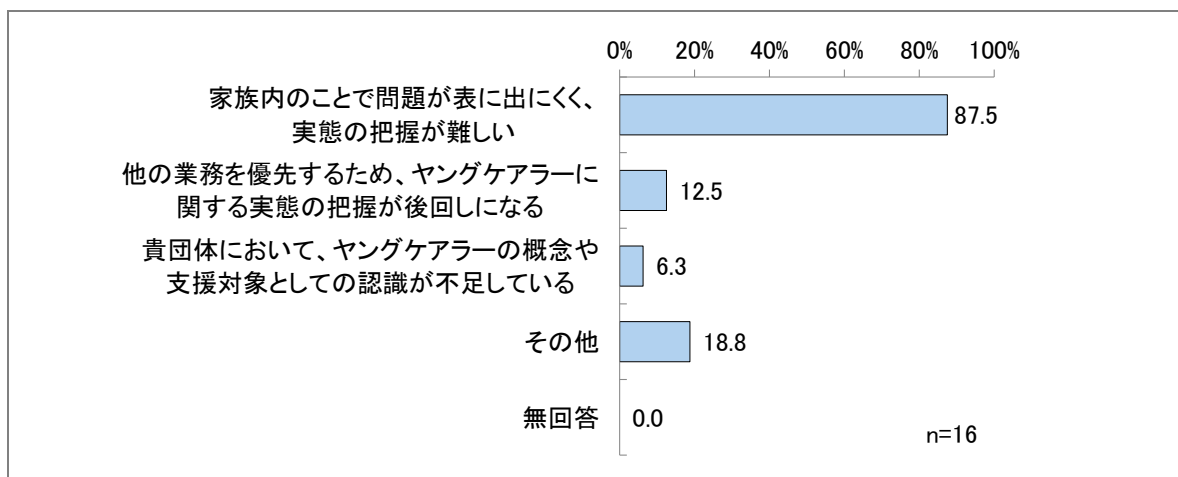
- ・市町村
- ・学校
- ・放課後等デイサービス
- ・児童相談所
- ・相談支援事業所
- ・相談支援専門員
- ・訪問看護ステーション

問5 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由

(問2において「分からない」と回答した団体のみ)

ヤングケアラーと思われる子どもの有無が「分からない」と回答した団体にその理由を聞いたところ、「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が87.5%と最も高く、次いで「他の業務を優先するため、ヤングケアラーに関する実態の把握が後回しになる」が12.5%、「貴団体において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している」が6.3%となっている。

図表11 ヤングケアラーと思われる子どもの有無が分からない理由(複数回答)



< 「その他」の具体的回答 >

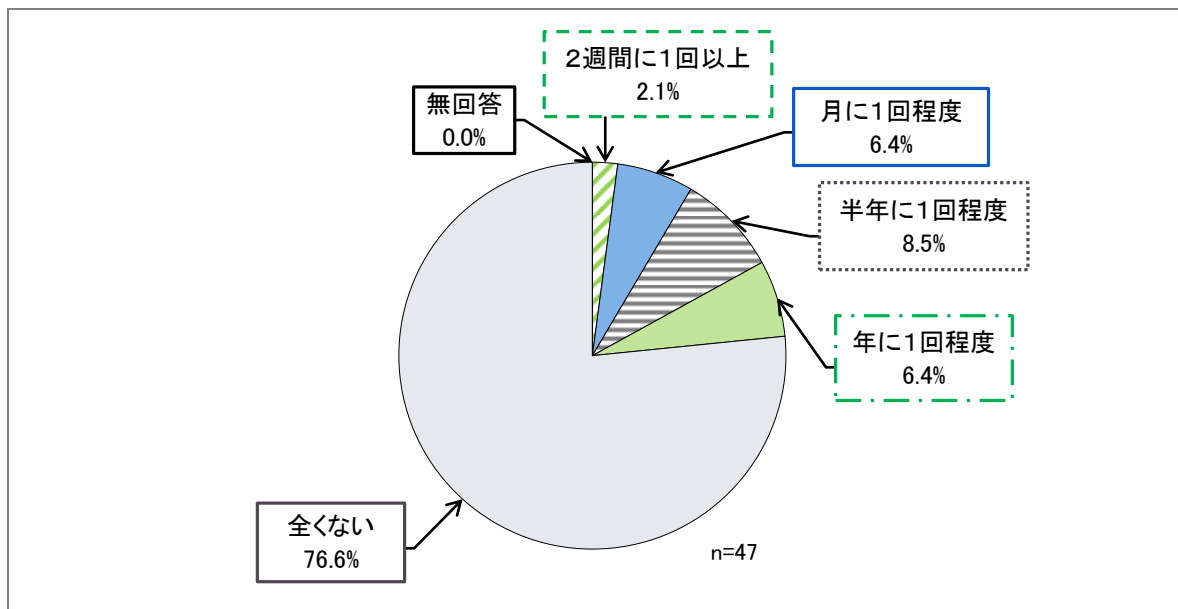
- ・当院での診療対象が原則成人であり、地域の実情から高齢者の受診が多い。児童の思春期の専門医がおらず、必然子供の患者が少ない為、ヤングケアラーとなり得る（なっている）方がほとんど見当たらない。
- ・ヤングケアラーがいるケースを担当する部署に所属していない。
- ・全ての患者と関わるわけではないので、個人では把握しきれていない。

(4) 家族支援やヤングケアラーの発見・支援の状況

問6 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度

会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度について聞いたところ、「全くない」が76.6%と最も高く、次いで「半年に1回程度」が8.5%、「月に1回程度」「年に1回程度」がそれぞれ6.4%となっている。

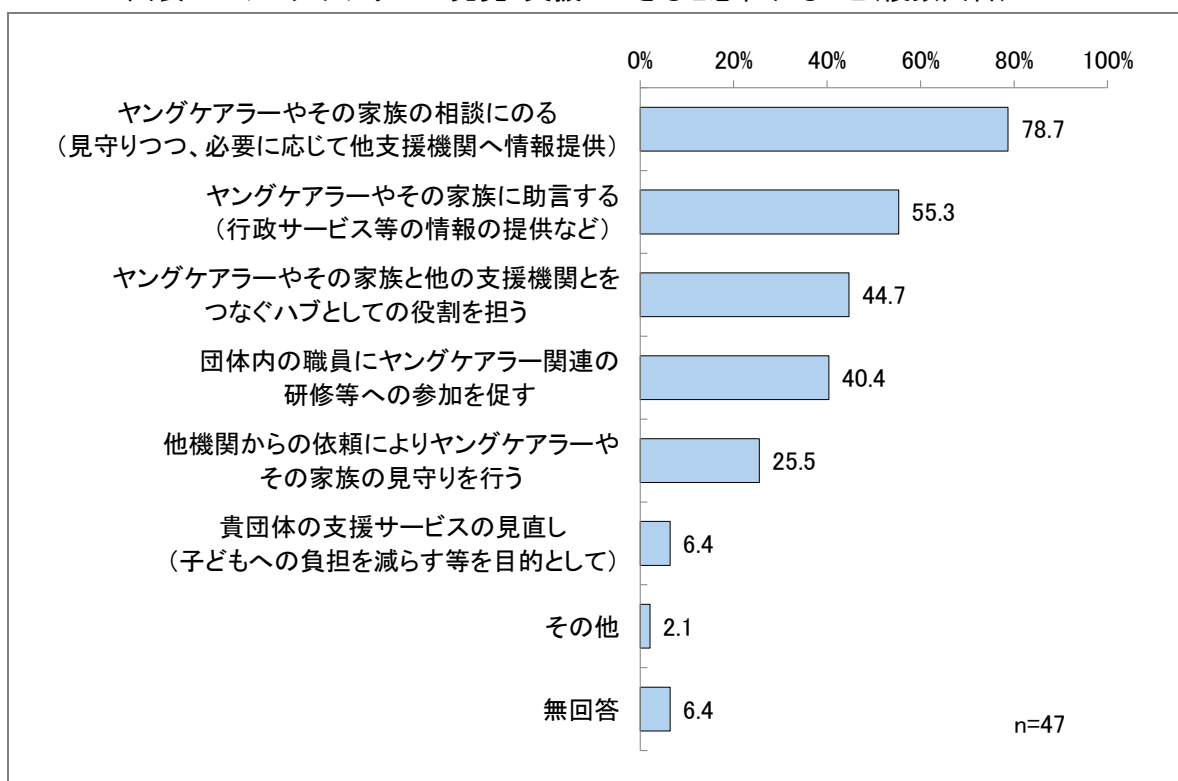
図表12 会議等でヤングケアラーを含め家族支援について議論する機会の頻度



問7 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること

ヤングケアラーの発見・支援でできると思われることについて聞いたところ、「ヤングケアラーやその家族の相談にのる（見守りつつ、必要に応じて他支援機関へ情報提供）」が78.7%と最も高く、次いで「ヤングケアラーやその家族に助言する（行政サービス等の情報の提供など）」が55.3%、「ヤングケアラーやその家族と他の支援機関とをつなぐハブとしての役割を担う」が44.7%となっている。

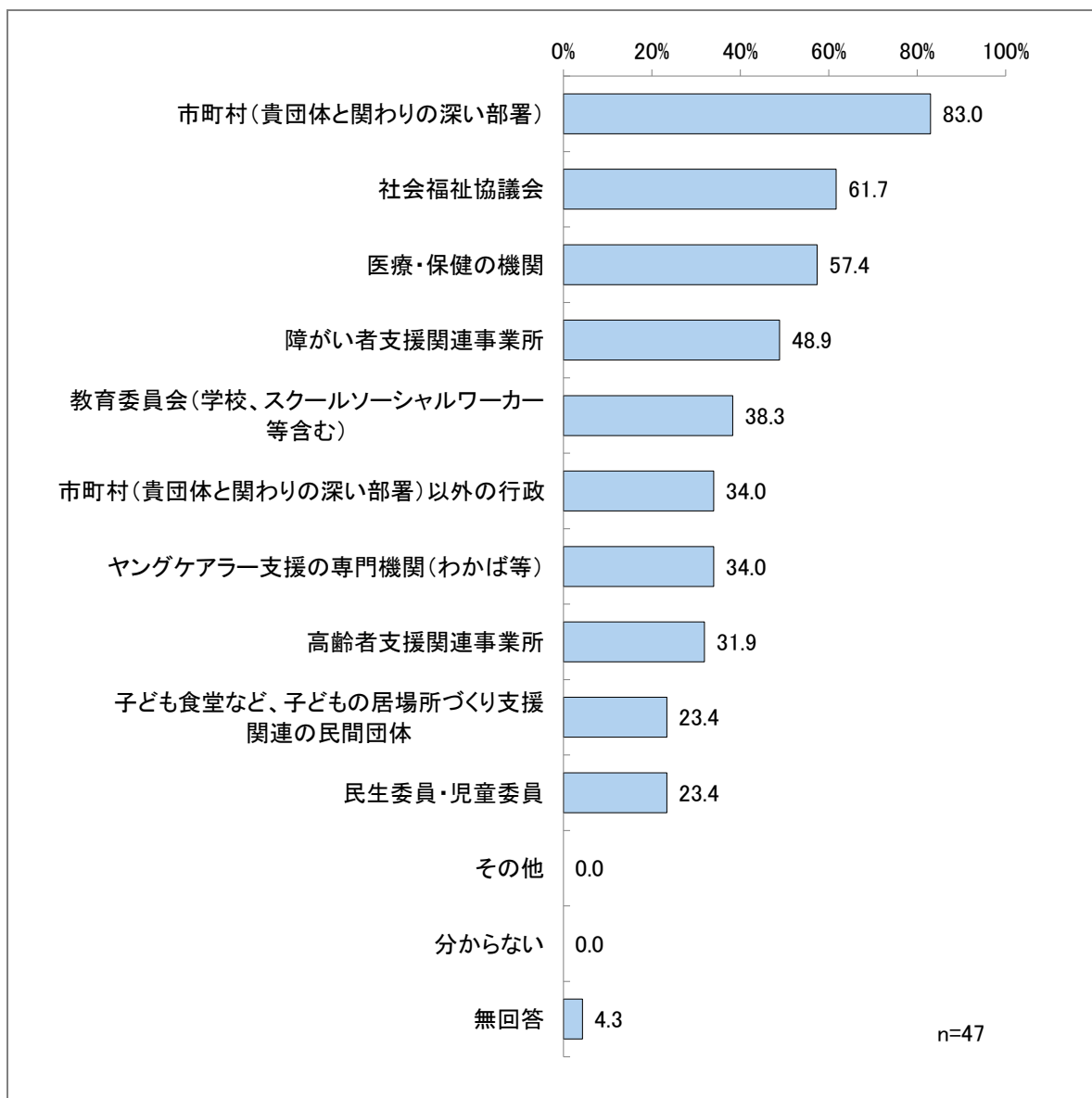
図表13 ヤングケアラーの発見・支援でできると思われること(複数回答)



問8 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関

ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関について聞いたところ、「市町村(貴団体と関わりの深い部署)」が83.0%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が61.7%、「医療・保健の機関」が57.4%となっている。

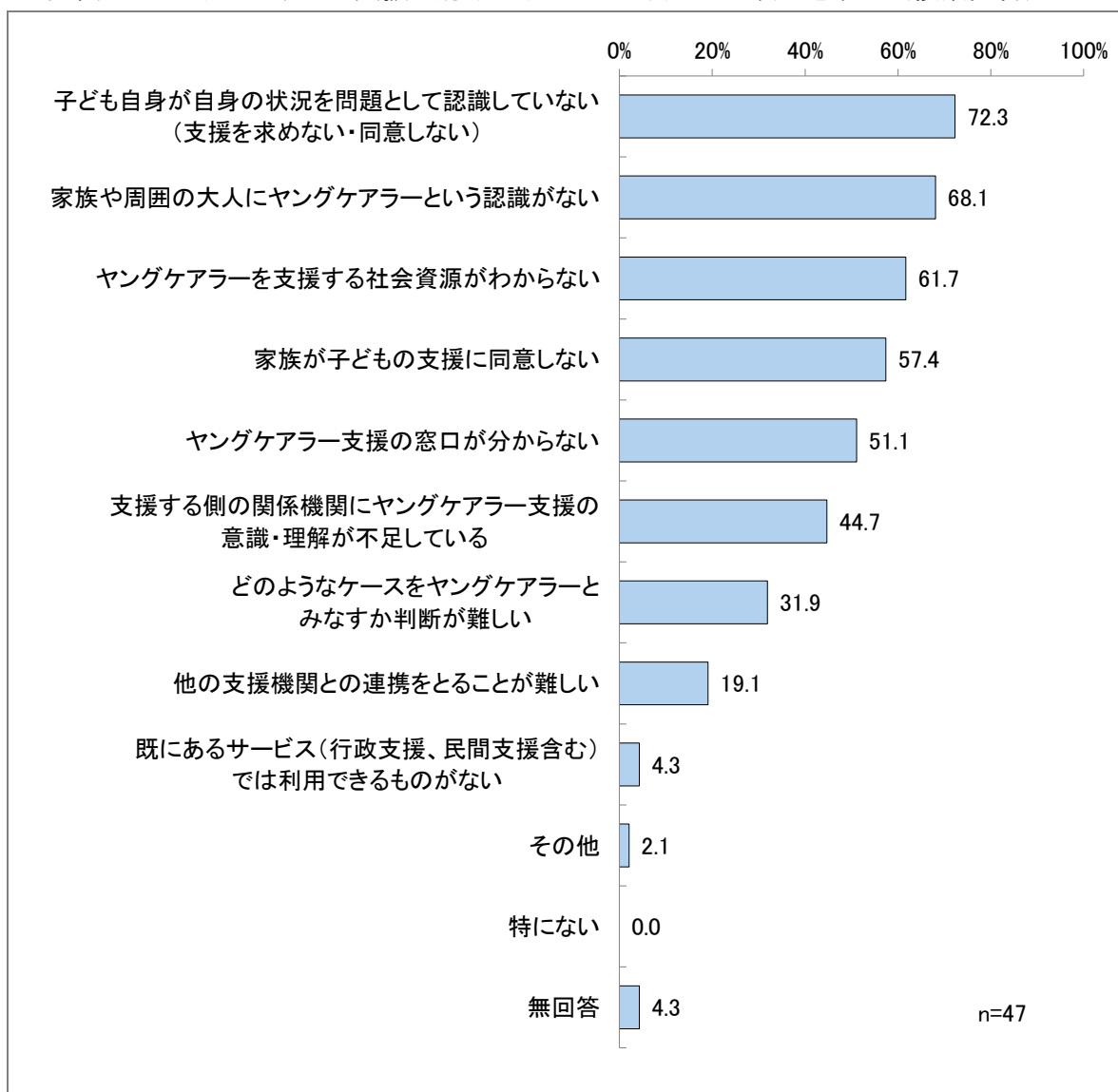
図表14 ヤングケアラー支援について連携できそうな支援機関(複数回答)



問9 ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うこと

ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うことについて聞いたところ、「子ども自身が自身の状況を問題として認識していない(支援を求めない・同意しない)」が72.3%と最も高く、次いで「家族や周囲の大人にヤングケアラーという認識がない」が68.1%、「ヤングケアラーを支援する社会資源がわからない」が61.7%となっている。

図表15 ヤングケアラーの支援で妨げになっている(なるだろう)と思うこと(複数回答)



<「その他」の具体的回答>

- ・ 公的機関へ支援を依頼しても、その後が上手くつながっていかない。

問10 具体的に必要な支援

(問9において「既にあるサービス(行政支援、民間支援含む)では利用できるものがない」と回答した団体のみ)

具体的に必要な支援について聞いたところ、以下のとおり回答があった。

具体的に必要な支援

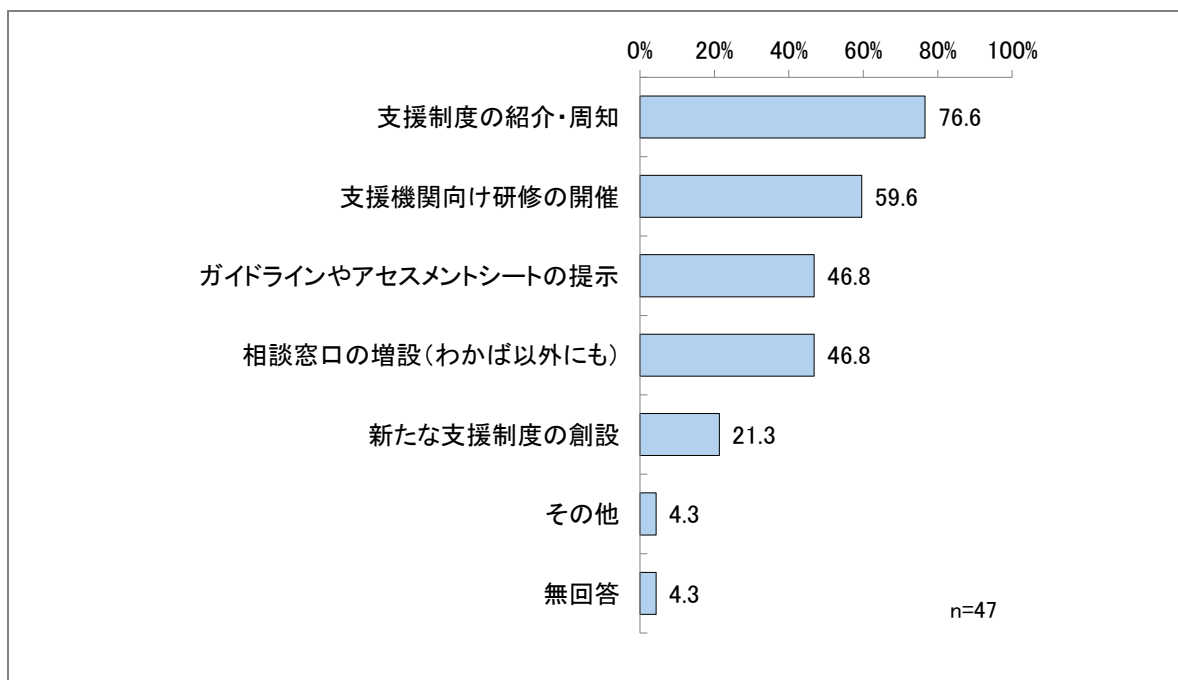
- ・子どもの状況を一番把握できる学校や児童相談所が中心となり、そこに配置されたソーシャルワーカーが関係機関との連携や家族支援を行うのが望ましいと考える。その方が子ども自身が相談しやすい。(行政窓口や相談機関にヤングケアラーである子ども自身が足を運ぶのは、時間の制約もあり難しいから)。学校の教員に対して、研修会を開くのが先決である。
- ・当事者の家の中に入っていける支援者。

(5) ヤングケアラーに関する支援について

問11 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること

ヤングケアラーの支援で行政に期待することについて聞いたところ、「支援制度の紹介・周知」が76.6%と最も高く、次いで「支援機関向け研修の開催」が59.6%、「ガイドラインやアセスメントシートの提示」「相談窓口の増設(わかば以外にも)」がそれぞれ46.8%となっている。

図表16 ヤングケアラーの支援で行政に期待すること(複数回答)



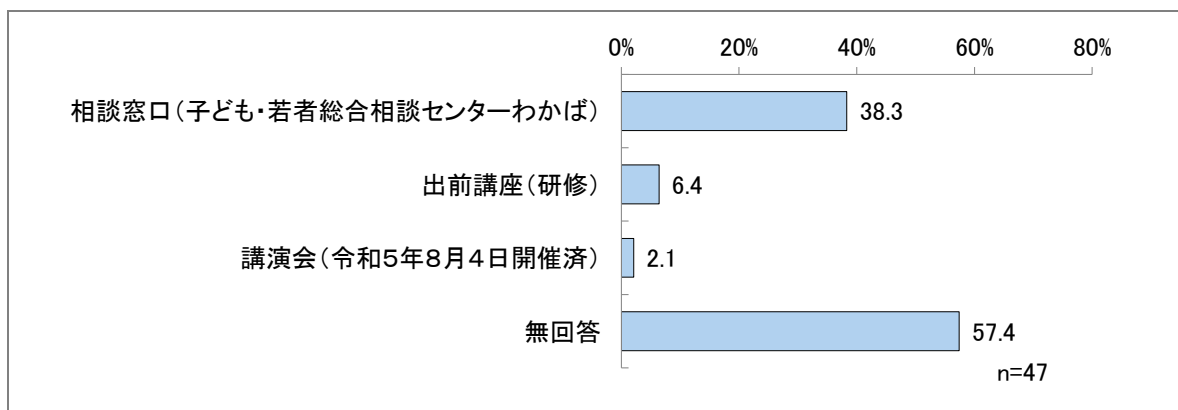
< 「その他」の具体的回答 >

- ・スクールソーシャルワーカーの活用。
- ・子ども食堂等子どもが身近に感じる場所において、専門性のあるスタッフを常駐させる。

問12 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの

県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているものを聞いたところ、「相談窓口（子ども・若者総合相談センターわかば）」が38.3%と最も高く、次いで「出前講座（研修）」が6.4%、「講演会（令和5年8月4日開催済）」が2.1%となっている。

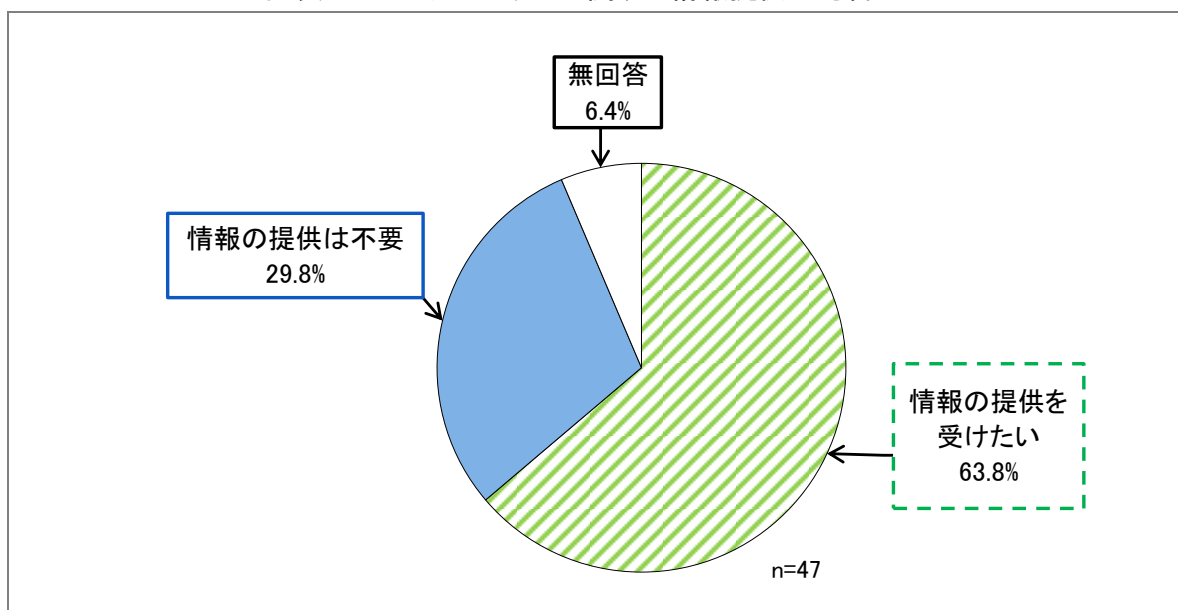
図表17 県が行うヤングケアラー支援に関する事業について知っているもの（複数回答）



問13 ヤングケアラーに関する情報提供の可否

ヤングケアラーに関する情報提供の可否について聞いたところ、「情報の提供を受けたい」が63.8%、「情報の提供は不要」が29.8%となっている。

図表18 ヤングケアラーに関する情報提供の可否



(6)その他意見

問14 その他意見(自由記述)

その他の意見については、以下のとおり回答があった。

その他意見
<ul style="list-style-type: none">・子どもが医療機関に相談をするというのはハードルが高いと思います。身近な学校(保健室とか)で相談、連携につながっていけば良いのかなあとと思います。・まずは広報するなど、周知する必要があると考える。・公共機関における専門職(社会福祉士、精神保健福祉士などの国家資格を持つ相談員やコーディネーター)の身分保障と処遇改善を行って欲しい(非正規、有期雇用では専門職の質が担保できない)。教職員も同様で、子どもの異変や家庭状況を一番最初にキャッチできる存在であるため、非正規雇用をなくし、教職員自身が安定したメンタルで子どもの課題に向き合えるような環境を作って欲しい。・ヤングケアラーの支援や相談にはまだ携わったことがないので、関心をもって情報収集などを行っていきたい。・家族に障害や疾患があると、どうしても子供が子供らしく過ごせてない、しっかりし過ぎているように感じます。ヤングケアラーなのか、そうでないのか微妙なラインの家庭も多いのではないのでしょうか。どうしても障害等がある人に目を向けがちで、家庭の様子が見えないのが実情です。家族背景も把握していきたいと思います。・特に家庭に入る職種の方(ヘルパーなど)へ周知するなどでしょうか。あとは学校でもプリント配布で周知を促す、など。